

2020年8月3日現在

商 品 名	自由金利型定期預金 (M型) 《単利型・複利型》 スーパー定期・スーパー定期300	
	《単利型》	《複利型》
販 売 対 象	法人および個人の方	個人の方
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 お預入れ時のお申し出により、自動継続 (元金継続・元利金継続) をご利用いただけます。 満期日指定方式 1ヵ月以上3年未満 	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3年、4年、5年 お預入れ時のお申し出により、自動継続 (元金継続・元利金継続) をご利用いただけます。
預 入		
預 入 方 法	一括預入	
預 入 金 額	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期……………1円以上 (「総合口座」は5万円以上) 300万円未満 スーパー定期300…300万円以上 	
預 入 単 位	1円単位	
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻しいたします。 個人の方は、複利型4年、5年ものについて『一部解約サービス』が受けられます。 ※『一部解約サービス』はお預入れ日から6ヵ月経過後に元本の一部を1万円以上 (1万円単位) でいつでも払戻しできるサービスです。ただし、払戻し後の元本は10万円以上となります。 	
利 息		
適 用 利 率	<ul style="list-style-type: none"> お預入れ時の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 自動継続後の利率は、継続日における利率を適用いたします。 	
利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間2年未満…満期日以後に一括してお支払いいたします。 預入期間2年、2年超3年未満…1年目に中間利払いをいたします。 預入期間3年…1、2年目に中間利払いをいたします。 預入期間4年…1、2、3年目に中間利払いをいたします。 預入期間5年…1、2、3、4年目に中間利払いをいたします。 預入期間2年の場合のみ、中間払い利息を定期預金とすることもできます。 中間利払い……………4年、5年ものは約定利率 4年、5年もの以外は約定利率×70% 	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いいたします。
計 算 方 法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方は、源泉分離課税20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。 2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が付加されています。 2016年1月1日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。 	
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) マル優をご利用いただけます。(少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当等を受給の方) 	

2020年8月3日現在

<p>中途解約時の 取 扱 い</p>	<p>満期日前に解約する場合（『一部解約サービス』を受けられる場合を含みます。）は、以下の期限前解約利率により計算（複利型は6ヵ月ごとの複利計算）したお利息とともに払戻いたします。なお、期限前解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたします。また、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息額との差額を清算いたします。</p> <table border="1" data-bbox="387 459 1447 1155"> <thead> <tr> <th>解約日までの 預入期間 \ 約定期間</th> <th>1ヵ月以上 3年未満</th> <th>3 年</th> <th>4 年 5 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の 普通預金利率</td> <td>解約日の 普通預金利率</td> <td>解約日の 普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上 1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上 2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>2年以上 2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上 3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの 預入期間 \ 約定期間	1ヵ月以上 3年未満	3 年	4 年 5 年	6ヵ月未満	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	6ヵ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×10%	1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	2年以上 2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×20%	2年6ヵ月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×20%	3年以上4年未満			約定利率×40%	4年以上5年未満			約定利率×60%
解約日までの 預入期間 \ 約定期間	1ヵ月以上 3年未満	3 年	4 年 5 年																																		
6ヵ月未満	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率																																		
6ヵ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%																																		
1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×10%																																		
1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%																																		
2年以上 2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×20%																																		
2年6ヵ月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×20%																																		
3年以上4年未満			約定利率×40%																																		
4年以上5年未満			約定利率×60%																																		
<p>利率情報の 入 手 方 法</p>	<p>店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。</p>																																				
<p>苦情処理措置</p>	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理室 お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。</p>																																				
<p>紛争解決措置</p>	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>																																				
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます。）以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。） 																																				